

飲食店を開業される方へ

＜固定資産税(償却資産)申告のお知らせ＞

テナントの方が自らの事業を営むために賃借した家屋に取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管等を特定附帯設備といいます。
 特定附帯設備はテナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。(地方税法第343条第9項)

■ 家屋の所有関係による申告対象となる資産の例

| 資産名称 | 自己所有家屋の場合 | 借家(テナント)の場合 |
|----------------------------|-----------|-------------|
| 内装・造作等(床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式) | | ○ |
| LAN設備(設備一式) | ○ | ○ |
| 監視カメラ(ITV)設備、受像機(テレビ)、カメラ | ○ | ○ |
| 火災報知設備(設備一式) | | ○ |
| 衛生設備一式(洗面器、大小便器等) | | ○ |
| 厨房設備(顧客の求めに応じるサービス設備等) | ○ | ○ |

※○がついている資産は**申告対象**です。

■ 資産の一例



■ 種類別の主な償却資産

| | |
|-------|---|
| 共 通 | 舗装路面(10又は15) 受変電設備(15) 看板(10) エアコン(6) パソコン(4) サーバー(5) LAN配線(10) 自動販売機(5) 事務机(15) 事務椅子(15) 応接セット(8) コピー機(5) 太陽光発電設備(17) その他 |
| 飲 食 業 | 食卓(5) 椅子(5) 厨房用品(5) 冷蔵庫(6) 冷凍庫(6) レジシステム(5) その他 |

()内の数字は耐用年数を表しています。